

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和25年法律第175号)

[抜粋]

(日本農林規格の制定)

第七条 農林水産大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項に規定する飲食料品又は同条第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、同条第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができる^{と認められる}農林物資について、第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないことができる。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）の議決を経なければならない。

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)

第九条 前二条の規定は、日本農林規格の確認、改正又は廃止に準用する。

第十条 農林水産大臣は、第七条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令 (昭和26年政令第291号)

[抜粋]

(審議会等で政令で定めるもの)

第二条 法第七条第五項の審議会等で政令で定めるものは、農林物資規格調査会とする。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則 (昭和25年農林省令第62号)

[抜粋]

(日本農林規格の制定等に関する計画)

第一条 農林水産大臣は、毎年度、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第七条（法第九条において準用する場合を含む。）の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止（以下「確認等」と総称する。）に関する計画（以下「日本農林規格の制定等に関する計画」という。）を作成するものとする。

- 2 日本農林規格の制定等に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 日本農林規格の制定に関する事項
 - イ 制定しようとする日本農林規格の対象となる農林物資の種類及びその趣旨
 - ロ 当該農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査（以下「規格調査」という。）に関する事項
 - ハ 当該日本農林規格の制定の原案の作成に関する事項
 - ニ 当該原案に基づいて作成された日本農林規格の制定の案（以下単に「制定の案」という。）及び法第八条第一項の規定による申出に係る原案について広く一般の意見を求める手続に関する事項
 - ホ 農林物資規格調査会の審議に関する事項
 - 二 日本農林規格の確認等に関する事項
 - イ 確認等をしようとする日本農林規格の名称
 - ロ 当該確認等をしようとする日本農林規格の規格調査に関する事項
 - ハ 当該日本農林規格の確認等の原案の作成に関する事項
 - ニ 当該原案に基づいて作成された日本農林規格の確認等の案（以下単に「確認等の案」という。）及び法第九条において準用する法第八条第一項の規定による申出に係る原案について広く一般の意見を求める手続に関する事項
 - ホ 農林物資規格調査会の審議に関する事項
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定により日本農林規格の制定等に関する計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 4 前項の規定は、日本農林規格の制定等に関する計画の変更について準用する。

(調査実施法人)

- 第二条 農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める法人（以下「調査実施法人」という。）に、規格調査を行わせることができる。
- 一 日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。
 - 二 規格調査に関する知見を有していること。
 - 三 規格調査を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。
 - 四 個人情報 の適正な取扱いの方法その他規格調査の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定していること。

- 2 調査実施法人は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、規格調査を行わなければならない。
- 3 調査実施法人は、規格調査が終了した後、速やかに、報告書を作成し、農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

(原案作成機関)

第三条 農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める合議体（以下「原案作成機関」という。）に、日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わせることができる。

- 一 合議体の構成員が、日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。
 - 二 合議体の構成員の構成が、利害関係を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮されたものであること。
 - 三 合議体の構成員以外の利害関係を有する者にその会議において意見を述べる機会を与えること、当該会議を公開することその他利害関係を有する者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが原案作成機関の会議規則に定められていること。
- 2 原案作成機関は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、科学的知見に基づき、法第七条第二項及び第三項の規定に適合するように、日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わなければならない。
 - 3 原案作成機関は、日本農林規格の制定又は確認等の原案を作成したときは、速やかに、当該原案並びにその会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料（次条第二項第二号において「会議の報告書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止の場合には、その確認又は廃止をしようとする日本農林規格を原案とみなす。

(農林物資規格調査会への諮問)

第四条 農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について、広く一般の意見を求める手続を行つた上で、農林物資規格調査会の審議に付すものとする。

- 2 農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について農林物資規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 日本農林規格の制定等に関する計画に定められた当該制定又は確認等をしようとする日本農林規格の規格調査の結果
 - 二 前条第三項の規定により提出された会議の報告書
 - 三 前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果
- 3 前二項の規定は、法第八条第一項（法第九条において準用する場合を含む。第十四条において同じ。）の規定による申出に係る原案について準用する。この場合において、前項第二号中「前条第三項」とあるのは「第十四条」と、「会議の報告書」とあるのは「原案を作成する過程において開催した第十三条第二項の会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料」と読み替えるものとする。